

令和 7 年度

行田中学校 STS 総会資料

- ① 令和 6 年度活動報告承認について
- ② 令和 6 年度決算報告承認について
- ③ 令和 7 年度活動計画案承認について
- ④ 令和 7 年度予算案について
- ⑤ 令和 7 年度役員選出について

令和6年度 活動報告

本 部	総務委員会	青少年補導
4月 新旧役員引き継ぎ 5月 給食試食会参加 6月 下校パトロール 浅間神社夏祭りパトロール 7月 行田祭りパトロール 9月 第1回行中Festival打合せ 体育祭お茶発注・仕分け 体育祭受付 6校連連絡協議会出席 1000カ所ミニ集会出席 10月 第2回行中Festival打合せ 会計監査(前期) 11月 第3回行中Festival打合せ 合唱祭受付 第4回行中Festival打合せ 12月 行中Festival前日準備・開催 行中Festival会計監査 1月 新入生保護者説明会出席 2月 6校連連絡協議会出席 学校運営協議会出席 卒業祝い菓子・祝花手配 3月 会計監査(後期) 卒業式前日準備 卒業式出席 離任式出席 4月 入学式手伝い 次年度新学級委員選出 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 12月 行中フェス「笑顔満祭」手伝い 4月 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 5月 任期満了 7月 行田夏祭りパトロール 10月 学校訪問 臨接地域補導関係者連絡会 (市川市,船橋市) 11月 列車補導 (馬込沢駅,船橋法典駅集合 →船橋駅解散) 12月 視察研修 (千葉みらい響の杜学園) 2月 隣接地域補導関係者会議 (鎌ヶ谷市) 研修講演会 『思春期の子どもとの関わり方』 3月 県下一斉合同パトロール (船橋駅ロータリー周辺集合) 4月 書面総会 ※毎月1回ずつ 地区補導とセンター補導 ・新船橋、西船橋、馬込沢駅 法典公民館、グラスポ周辺など

令和6年度 活動報告

学 年			
1 組	1 学 年	2 学 年	3 学 年
4月 新旧役員引き継ぎ 5月 本部より活動費受け取り 7月 企業施設見学先ソランピュア㈱ 見学会依頼打合せ 9月 行中フェス第1回打合せ 肉巻き担当 企業見学会案内配布 10月 行中フェス第2回打合せ ソランピュア㈱日程内容打合せ 11月 行中フェス第3回打合せ 企業見学会詳細案内配布 第1回企業見学会6名参加 第2回企業見学会3名参加 行中フェス第4回打合せ 12月 行中フェス前日準備 行中フェス「笑顔満祭」開催 3月 次年度1組委員選出案内配布 活動費会計監査 4月 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 9月 行中フェス第1回打合せ 10月 行中フェス第2回打合せ 11月 行中フェス第3回、4回打合せ 12月 行中フェス前日準備 行中フェス「笑顔満祭」開催 行中フェス会計監査 フェスアンケート回答 4月 次年度新役員選出手伝い 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 9月 行中フェス第1回打合せ 10月 行中フェス第2回打合せ 11月 行中フェス第3回、4回打合せ 12月 行中フェス前日準備 行中フェス「笑顔満祭」開催 行中フェス会計監査 フェスアンケート回答 4月 次年度新役員選出手伝い 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 9月 行中フェス第1回打合せ 10月 行中フェス第2回打合せ 11月 行中フェス第3回、4回打合せ 12月 行中フェス前日準備 行中フェス「笑顔満祭」開催 行中フェス会計監査 フェスアンケート回答 4月 書面総会 役員解散

令和6年度 活動報告

広 報	文 化	校 外 対 策
4月 新旧役員引き継ぎ 5月 顔合わせ(前期)2年 紙面担当決め 掲載内容の検討(第109号) 教職員質問内容提案・決定 写真・質問回答・挨拶原稿依頼 新報社連絡 6月 新報社初回打合せ 写真・質問回答・挨拶原稿受取 レイアウト作業 新報社2回目打合せ 入稿 初校 校正 7月 再校確認 校了・印刷 納品 クラスごとに仕分け・配布 8月 顔合わせ(後期)1年 紙面担当決め 掲載内容の検討(第110号) 9月 体育祭当日写真撮影 いけばな教室取材依頼 10月 体育祭実行委員長原稿受取 体育祭写真選定 表紙決め いけばな教室取材日決定 11月 合唱祭当日撮影 合唱祭実行委員長原稿受取 いけばな教室取材及び撮影 12月 行中festival当日撮影 行中festival会長原稿受取 いけばな教室追加写真受取 ふなっこバザール写真・原稿受取 2月 CANVAにて作成 入稿・初校・校正 再校・校了・納品 3月 電子版(PDF)配布 4月 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 5月 給食試食会準備・片付け(1年) 12月 行中festival手伝い 4月 書面総会 役員解散	4月 新旧役員引き継ぎ 5月 校外(委)用 オープンチャット作成 パトロール協力依頼文作成、配布 人数集計、割り振り表作成 6月 一斉下校パトロール 校外だより作成 浅間神社祭りパトロール 7月 浅間神社パトロール(本部役員) 校外だより作成 行田まつりパトロール 2月 一斉下校パトロール 校外だより作成 3月 総会資料用の活動報告 4月 入学式手伝い 次年度新学級委員選出 書面総会 役員解散

令和6年度 一般会計決算報告

(単位 円)

収 入	支 出	残 高
3,937,147	2,131,319	1,805,828

(収入の部内訳)

前年度繰越金	1,091,753
--------	-----------

	予 算	決 算	備 考
STS会費	2,550,000	2,844,000	
雑収入	0	1,394	利息 等
合 計	2,550,000	2,845,394	

(支出の部内訳)

	項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
活動費	STS行事費	150,000	0	150,000	全体活動 等
	総務委員会	170,000	137,000	33,000	
	広報委員会	260,000	146,410	113,590	いちよう印刷代 活動費
	校外対策委員会	10,000	0	10,000	活動費
	1組活動補助費	10,000	10,000	0	活動補助
運営費	会議費	50,000	13,343	36,657	委員会会議費 等
	備品消耗品費	300,000	140,730	159,270	備品消耗品代(コピー用紙 名札ホルダー コロナ感染予防対策 等)
渉外費	学校行事補助費	600,000	269,436	330,564	体育祭用飲料代 卒業証書フォルダー代 等
	慶弔費	300,000	59,000	241,000	お祝い 香典 餞別 等
	生徒活動補助費	800,000	800,000	0	生徒活動補助 学校環境整備費
	会費負担金	30,000	5,400	24,600	六校連 青補連 等
予備費	予備費	800,000	550,000	250,000	備品予備費 特別会計振替 等
		61,753	0	61,753	備品積立金
	次年度準備金	100,000	0	100,000	次年度PTA会費徴収までの運営費
	合計	3,641,753	2,131,319	1,510,434	

上記の通り会計報告いたします。

令和7年3月31日

行田中学校STS

会計

大前

友美

高倉

智美

令和 6 年度 特別会計決算報告

収入総額	2,946,237
支出総額	1,852,591
残高（次年度繰越金）	1,093,646

(単位 円)

収入の部	前年度繰越金	1,030,845
	行中フェスティバル準備金戻し	1,400,000
	行中フェスティバル収益金	215,392
	一般会計より振替	300,000
	合 計	2,946,237
支出の部	管弦楽部・合唱部 賞賜金	140,000
	行中フェスティバル 準備金	1,400,000
	行中フェスティバル 保険代	4,990
	卒業生お祝菓子代	138,600
	部活動活動費（駅伝ユニフォーム代）	169,001
	合 計	1,852,591

積立金報告

周年積立金	前年度繰越金	2,152,971
	周年積立金	250,000
	合 計	2,402,971
備品積立金等	前年度繰越金	1,521,828
	合 計	1,521,828

上記の通り会計報告いたします。

令和 7 年 3 月 3 1 日 行田中学校 S T S

会計 米 岡 里 吏

品 川 康 子



令和 6 年度 STS 会計監査報告

STS 総則第2章第8条の規定により、令和 6 年度収支決算報告書、金銭出納帳、領収書、預金通帳について監査したところ、出納は間違いないと認めます。

令和 7 年3月31日

行田中学校 STS 会計監査

松本 知代



小室 野花



会計監査が終了したことの報告を受けました。

令和 7 年3月31日

行田中学校 STS 会長

飯塚 亮



財 産 目 録

特別会計	普通預金(郵貯銀行)	1, 093, 646円
一般会計	普通預金(郵貯銀行)	1, 805, 828円
周年積立金	定期預金(郵貯銀行)	2, 402, 971円
備品積立金	普通預金(郵貯銀行)	1, 521, 828円

行田中学校 S T S (Students Teacher & Supporters)活動

学校運営協議会

行田中学校 S T S

総務委員会

総 会

全会員

学年委員会(クラス 2 名)

・ festival 運営

文化委員会(クラス 1 名)

1 学年

・ festival 手伝い
・ 給食試食会受付・準備

2 学年

・ festival 手伝い
・ 役員選考

3 学年

・ festival 手伝い
・ 行事手伝い

校外委員会(クラス 1 名)

・ 下校パトロール
・ 夏祭りパトロール

広報委員会(1.2 年)

クラス 1 名

広報誌「いちょう」発行
(年 1～2 回)

※総務委員会（本部）

会長 （1 名）
副会長（教頭含め 4～5 名）
会計(2 名～)
書記(2 名～)
会計監査（2 名）
顧問（相談役）若干名

* 対外活動：青少年補導委員(1 名)

= 選考委員会 =

総会で次年度、会長・副会長・会計・書記・会計監査の推薦候補者の選出。
(文化：2 学年、総務委員)

* 会長は、学校運営協議会推薦とする

令和7年度 予 算 (案)

収入の部

(単位 円)

項目	令和7年度予算	備 考
前年度繰越金	1,805,828	2025/03/15 時点
STS会費	2,400,000	3,000円×800世帯(教職員含む)
合 計	4,205,828	

支出の部

項目		令和7年度予算	備 考
活動費	STS行事費	150,000	全体活動 等
	総務委員会	170,000	活動費 通信費 青補連 等
	広報委員会	260,000	いちよう印刷代 活動費
	校外対策委員会	10,000	活動費
	1組活動補助費	10,000	活動補助
運営費	会議費	50,000	委員会会議費 等
	備品消耗品費	300,000	備品消耗品代(コピー用紙 名札ホルダー 等)
渉外費	学校行事補助費	600,000	体育祭用飲料代 卒業証書フォルダー代 等
	慶弔費	300,000	お祝い 香典 餞別 等
	生徒活動補助費	800,000	生徒活動補助 学校環境整備費
	会費負担金	30,000	六校連 等
予備費	予備費	800,000	備品予備費 特別会計振替 等
		625,828	備品積立金
	次年度準備金	100,000	次年度STS会費徴収までの運営費
合 計		4,205,828	

令和7年度本部役員候補

役 職 名	氏 名	学 年
会 長	飯 塚 亮	OB
副 会 長	教 頭	
副 会 長	浅 野 弘 美	3年
副 会 長	鈴 木 雅 世	2年
副 会 長	野 口 意 起	2年
副 会 長	秋 吉 竜 太	1年
副 会 長	増 田 美 紀	1年
副 会 長	伊 藤 しのぶ	OG
会 計	野 村 里 美	1・3年
会 計	金 津 郁 恵	1年
会 計	木 本 有紀子	1年
書 記	佐々木 好 美	3年
書 記	成 川 幸 恵	1年
書 記	筒 井 ひろみ	1年
会計監査	松 本 知 代	2年
会計監査	小 室 野 花	2年
青少年補導委員	野 口 意 起	2年

※行田中STS活動は、皆様のご理解、ご協力のもとに成り立っています。

今回得た個人情報にはSTS活動にのみ使用し、それ以外の目的には使用致しません。

行 田 中 学 校 S T S 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、船橋市立行田中学校STS (Students Teacher Supporters) と称し、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、大人、地域、教職員が協力して、家庭と学校と地域と連携し、生徒の心身ともに成長をはかる事を目的とする。

(方 針)

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
生徒の教育及び福祉のために活動する諸団体と協力する。
(1) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
(2) 個人的な行動は行わない。

(会 員)

第 4 条 本会は、次の者を会員とする。
(1) 本校生徒の父母またはこれに代わる保護者 (OB)、大人。
*保護者 OB は、運営協議会に推薦されたものとする。
(2) 本校に勤務する教職員。

(会 費)

第 5 条 本会の会員は会費を納めるものとする。
(1) 会費は1世帯年額3, 000円とする。

第2章 経 理

第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁される。
第 7 条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
第 8 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。
第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び任務

(役 員)

第 10 条 本会の役員は次のとおりとする。
(1) 会 長 1名
(2) 副 会 長 3名以上 (内 1名教頭)
(3) 会 計 2名以上
(4) 書 記 2名以上
(5) 会計監査 2名
(6) 顧問(相談役) 若干名

(役員の選出)

第 11 条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 中学校区の小学校役員(会長・副会長・書記・会計・会計監査・530推進委員・青少年補導委員)は重複しない。
- (2) 会長は、学校運営委員会の承諾をとる。
- (3) 副会長、会計、書記、会計、会計監査は総会で選出する。
- (4) 青少年補導委員は学校長推薦とする。
- (5) 顧問は、会長、副会長等を経験し、又は、地域との連携が深いで会で会の運営全体に関して、十分な経験と知識があるものとし、会長が指名した者。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
*保護者 OB は、子どもが卒業して2年満了とする。

(役員の任務)

第 13 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。
- (2) 会長は、学校運営協議会に属する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これに代わる。
- (4) 会計は会計事務、副会長の補佐をする。
- (5) 書記は総会、委員会の議事を記録し、庶務を行う。また、副会長の補佐をする。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- (7) 役員は活動の妨げとなる行為をした時、役職を個人として使用した時、活動に参加意欲が無い時は「解任」とする。
- (8) 顧問は、会長に対し会の適切な運営のために助言や支援をおこなう。

第4章 組織及び運営

(組 織)

第 14 条 本会は、第2条の目的を達成するため、総会、全体委員会、総務委員会をおく。

- (1) 活動計画は、年度毎に学校運営協議会過半数の承認を得る。
- (2) その他、活動を必要とするときは協議会を経て承認を得る。

(議 会)

第 15 条 議会は、次のとおりとする。

- (1) 総会、全体委員会、総務委員会とする。

(委 員)

第 16 条 委員は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員
- (2) 文化委員
- (3) 校外委員
- (4) 広報委員

(委員の選出と任期)

第 17 条 委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 各クラスより、委員を選出する。
 - ・学年委員は各クラス2名
 - ・文化委員は各クラス1名
 - ・校外委員は各クラス1名
 - ・広報委員は第1学年、第2学年より各クラス1名
 - ・同時期に他学校での会長、副会長、会計、書記、会計監査、青少年補導委員、530推進委員は免除。
- * 町会の役員、部活動などの役員は免除の対象としない。
任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員を生じた場合は、各委員会、各クラスにおいて検討する。
任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 保護者が会員の限り、各家庭1回とする。

(委員の任務)

第 18 条 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、各委員会に出席し、議事を審議し仕事を行う。

(総 会)

第 19 条 総会は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、本会最高の決議機関で会員の過半数の出席をもって成立する。
但し、委任状を含む。
- (2) 総会における議決は、出席者の過半数をもって決定する。
- (3) 定期総会は、年度の初めに開くものとする。なお、臨時総会は会員の1/3以上の要求があったとき、また委員長が必要と認めたとき開催する。

(全体委員会)

第 20 条 全体委員会は、次のとおりとする。

- (1) 全体委員会は、役員、委員、校長、教務主任をもって構成する。
開催は会長が必要と認めたときとする。
- (2) 全体委員会は総会につぐ決議機関で会務を審議し執行する。

(総務委員会)

第 21 条 総務委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は会長、副会長、会計、書記、校長をもって構成する。
- (2) 学校との連携、必要な活動、各委員会の運営を行う。

(学年委員会)

第 22 条 学年委員会は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、1学年、2学年、3学年で構成する。
- (2) 学校との連携に必要な活動を行う。

(文化委員会)

第 23 条 文化委員会は、次のとおりとする。

- (1) 文化委員会は、1学年、2学年、3学年で構成する。
- (2) 学校との連携に必要な活動を行う。

(校外委員会)

第 24 条 校外委員会は、次のとおりとする。

- (1) 校外委員会は、1学年、2学年、3学年で構成する。
- (2) 生徒の校外生活の安全対策活動を行う。

(広報委員会)

第 25 条 広報委員会は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会は、1学年、2学年で構成する。
- (2) 広報紙「いちよう」を発行する。

第5章 規約改正

第 26 条 規約を改正するときは、総会の議決を必要とする。

付 則

1. 本会の運営について必要な事項は、運営委員会で別に規定を設ける。
2. 本規約は令和6年4月に制定実施する。

規 定

本会は、付則1にもとづき慶弔、表彰、特別会計、選考規定を次のとおり定める。

〔慶弔規定〕

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 1. 教職員(会員)の婚姻、出産のとき。 | 5,000円 |
| 2. 会員、生徒が死亡したとき。 | 10,000円 |
| 3. 教職員(会員)の配偶者または一親等の血族が死亡したとき。 | 5,000円 |
| 4. その他、慶弔の必要が生じたときは、総務委員会で適宜決定する。 | |

〔特別会計規定〕

この規定は、規約第2条に基づき、特別会計について必要な事項を定める。

1. 部活動支援について

- (1) 部活動顧問の要望に応じ、特別会計の一部を部活動に必要な物品購入の補助に充てる。
- (2) 援助枠は上限を100,000 円とし、協議を経て決定する。
- (3) 関東大会・全国大会において、20 名まで40,000 円、21 名以上50,000 円、個人10,000 円を賞賜金とする。

その他必要と認められる場合は、運営委員会で協議して決定する。

〔選考規定〕

総会で選出される会長、副会長、会計監査の推薦手続きを次のとおりと定める。

(選考委員会)

選考委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

(1) 選考委員会の構成

- ・ 第2学年の文化委員。
- ・ 総務委員会より院長を選出。
- ・ 立候補者は除く。

委員長は同委員の互選により決定する。

選考委員が候補者として推薦された場合は、委員会から脱退する。

(2) 選考委員会の任務

- ・ 選考委員会は、運営委員会の立場から責任をもって推薦候補者を選出する。
- ・ 選考委員会は推薦候補者が決定した場合、その者の内諾を得なければならない。
- ・ 候補者が選出できなかった際は各クラスより1名選出し、またその中より対象人数を選出する。

(文化委員は選出方法、話し合った内容は個人情報も含まれるので取り扱いに注意する)